

奄美市長 殿

住 所
氏 名
電 話

奄美市空き家バンク登録申込書

このことについて、奄美市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、市が指定する者へ媒介を依頼します。
- 2 登録内容は、別紙「奄美市空き家バンク登録カード（別記第2号様式）」に記載のとおりとします。
- 3 空き家バンクに登録した情報を市のホームページ等を介して公表することに同意します。

登録情報の全て（所有者又は管理者情報を除く。）

登録情報の一部

別記第2号様式の記載内容で公表を希望しない情報（項目）がありましたらご記入ください。

[]

注1 媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

2 所有者等が希望しない情報については、公表いたしません。